

環境経営レポート

第06号

(対象期間: 2023年2月1日～2024年1月31日)



作成年月日 : 2024年3月1日

株式会社 啓電工業所

目 次

I . 組織の概要	...	P 1
II . 環境経営方針	...	P 2
III . 実施体制	...	P 3
IV . 環境経営目標	...	P 4
V . 環境経営計画	...	P 5
VI . 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標	...	P 6
VII . 環境経営計画に基づき実施した取組内容 ・取組結果とその評価、次年度の環境経営計画	...	P 7
VIII . 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	...	P 8
IX . 代表者による全体の評価と見直し・指示	...	P 9

【その他添付資料】

- ・環境上の緊急対策
- ・環境コミュニケーション受付表

I 組織の概要

1. 事業者名及び代表者名

株式会社 啓電工業所
代表取締役社長 成田 勇

2. 所在地

名 称	所 在 地	延床面積	備 考	
本社工場	静岡県沼津市双葉町9-11-7	3,350㎡	今回の認証対象	

3. 環境管理責任者の氏名

環境管理責任者 船越

4. 事業の概要

プラスチック製品の成型・加工、組立及び金型製作

5. 事業規模

2024年3月1日現在

項 目	内 容
売上高	全社 2億3,400万円
従業員数	全社 18名

6. 事業年度 毎年 2月1日～翌年1月31日

7. レポートの対象期間及び発行日

環境経営レポートの対象期間(2023年2月1日～2024年1月31日)

環境経営レポートの発行日(2024年3月1日)

8. 対象範囲(認証・登録範囲)

活動;全活動

対象組織;全組織

Ⅱ 環境経営方針

株式会社 啓電工業所 環境方針

[環境理念]

当社は、株式会社啓電工業所の経営理念に基づき、本業であるプラスチック製品の成型・加工及び組立の業務を通じて、地球温暖化への取り組みや地域の環境活動に取り組みます。安全で安心していただける商品を効率よく、タイムリーにお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

[基本方針]

当社は環境理念に基づき、以下の基本方針を定め、継続的な環境経営を展開します。

1. 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量等の削減に努めます
 - 1) 電気、ガソリン等の使用量削減に努めます
 - 2) 3R活動の展開による廃棄物の削減に努めます
 - 3) 節水活動による水使用量の削減に努めます
 - 4) 化学物質の適正使用に努めます
2. 環境関連法規制等の遵守
環境関連法規制を遵守します
3. 環境に配慮した製造活動
環境に配慮したプラスチック製品作りを推進します。
4. 環境経営の継続的改善
環境に配慮した製造活動を中心に環境経営の継続的改善を行います。
5. 環境コミュニケーションの実施
 - 1) 社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます
 - 2) 社内においては、全従業員に環境方針を周知し、全社員参画による取組を目指

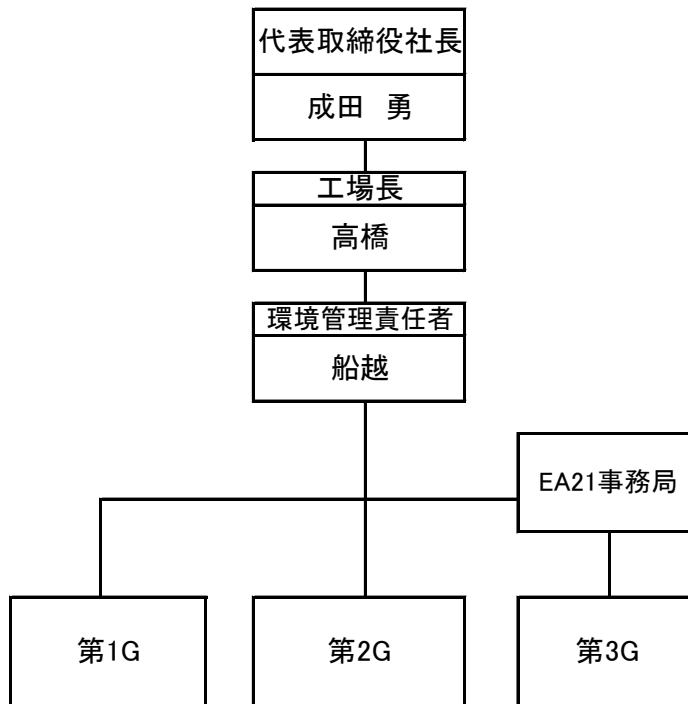
制定年月日 平成29年9月1日(初版)

株式会社 啓電工業所
代表取締役社長 成田 勇

Ⅲ 実施体制

作成日 2021/2/21(改訂)

対象範囲: 全組織



<関係者の権限と役割>

社長

- ① 環境経営全般に関する責任と権限
- ② 環境経営に必要な資源の準備
- ③ 環境経営システム全体の評価と見直し
- ④ 環境管理責任者の任命

環境管理責任者

- ① 環境経営システム全般の運用・管理
- ② 環境目標及び環境活動計画の作成
- ③ 取組状況の社長への報告
- ④ 環境活動レポートの作成

EA21事務局

- ① 環境負荷データ等の集計
- ② 環境目標・環境活動計画の進行管理
- ③ 「環境負荷」及び「環境への取組」の自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者へ取組状況の報告
- ⑤ 法規制の遵守状況チェック
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門長

- ① 部門の環境活動計画の実施
- ② 部門データの集計
- ③ 部門の問題点把握と是正対策の実施
- ④ 部門取組状況の事務局への報告
- ⑤ 部門の従業員教育

その他の従業員

- ① 自分の役割を守りエコアクション21活動を推進する

IV 環境経営目標

1. 2023年度及び運用期間(2023年2月～2024年1月)の環境目標

項目		単位	2021年度の実績	2023年度	
			2021年2月～2022年1月	2022年2月～2023年1月	
			実績	目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	73342	－2%	71,875
内訳	電力	kWh	185223	－2%	181,519
	ガソリン	L	237	－2%	232
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	3.42	－2%	3
	一般廃棄物	kg	381	－2%	373
水使用量		m ³	340	－2%	333
化学物質使用量		kg	適正管理	適正管理	適正管理
製品クレーム		件	6	5	5

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、オリックス調整後排出係数の「0.393kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 化学物質(シンナー)使用量が少ない為、定性目標とした。

2. 短期・中期の環境目標

環境目標は、2020年度を基準年とした基準年比で示す。

項目		単位	基準年度	2022年度	2023年度	2024年度
			2021年度			
			基準値			
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	73,342	－1%	－2%	－3%
内訳	電力	kWh	185,223	－1%	－2%	－3%
	ガソリン	L	237	－1%	－2%	－3%
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	3.42	－1%	－2%	－3%
	一般廃棄物	kg	381	－1%	－2%	－3%
水使用量		m ³	340	－1%	－2%	－3%
化学物質使用量		—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
製品クレーム		件	6	6	5	5

<備考>

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、オリックス(株)調整後排出係数の「0.393kg-CO₂/kWh」を使用した。
- 化学物質(シンナー)使用量が少ない為、定性目標とした。
- 事務用品のグリーン購入は環境ラベル品をほぼ購入しているため目標を置かず継続とした。

V 環境経営計画

(2023年度:2023年2月～2024年1月)

[illegible]

VI 環境経営目標の実績とその評価
次年度の環境経営目標

運用期間(2023年2月～2024年1月)の環境目標の実績

項目		単位	基準年度	2023年度実績				
			2021年2月～ 2022年1月	2023年2月～2024年1月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績削減率	実績値	評価
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	73,342	－2%	71,875	9%	80,163	×
内訳	電力	kWh	185,223	－2%	181,519	9%	202,719	×
	ガソリン	L	237	－2%	232	－10%	213	○
廃棄物排出量	産業廃棄物	t	3.4	－2%	3	－46%	1.9	○
	一般廃棄物	kg	381.0	－2%	373	－20%	306	○
水使用量		m ³	340.0	－2%	333	－34%	225	○
化学物質使用量		—	適正管理		適正管理		適正管理	○
製品クレーム		件	6		5		10	×

＜備考＞「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、オリックス調整後排出係数「0.393kg-CO2/kWh」を使用。

＜評価＞

二酸化炭素排出量	原因	生産量及び射出成形機の増大及び稼働時間の増加した分、電気使用量が増加したことが原因として考えられる。
	是正	環境負荷の割合のほぼ99.5%を占める電気使用量の削減に心掛ける。
電力	原因	生産量の増加及び射出成形機の増大が原因として考えられる。
	是正	生産性向上のため設備増大による電気使用量増加のため、是正は不要とする。今後、設備を増大した今期を基準年に据えた上で、今後の推移をみていく。
一般廃棄物	原因	一般廃棄物排出量が減った理由として、通常だと廃棄していた梱包材(紙袋)を再利用してくれる業者が見つかったことで、可燃ごみからリサイクルに変わったことがその要因として考えられる。
製品クレーム	原因	輸送中の製品の割れが発生。
	是正	梱包の強化(緩衝材を増やした。)

Ⅶ 環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価 次年度の環境経営計画

(2023年2月～2024年1月)

環境活動項目			責任者	評価	コメント	今後(次年度)の取組内容
二酸化炭素の削減	エコ・ドライブ	A 不必要なアイドリングの禁止	植松	○	概ね意識してできている。	エコドライブに関しては、意識が徹底されているので削除する。
		B 不要な荷物を積まない(1回/月チェックする)		○		
		C 急発進・急加速の禁止		○		
	運転管理等	A 早めのアクセルオフ	植松	○	定期的な空気圧の点検を心掛ける。	継続
		B こまめな空気圧のチェック		×		
		C 低冷房・低暖房運転の励行		△		
	空調等	A エアコンの設定温度を夏季27℃、冬季20℃に設定	船越	○	従業員への設定温度の徹底をする。従業員へのクールビズ等の促進。工場内の一部の窓に今年ブラインドを設定していく予定。	D項目については次回から削除。
		B クールビズ、ウォームビズの実施		○		
		C 空調フィルターの定期清掃(夏前、冬前 2回/年)		○		
		D 窓ガラスのブラインドの効率使用		○		
		E 個々で冷感/温感グッズなどを活用する		○		
	工場・事務所	B 天井照明の間引き	船越	○	製品クレームの削減については、対策を講じていく。	継続
		D 製造工程の見直し		△		
		E コンプレッサーのエア漏れチェック		○		
		F " の台数削減の検討	船越	—		
		G 未使用設備の電源OFF(製造設備・OA機器・他)		○		
		H 段取り時間の短縮		○		
		I 製品クレームの削減		△		
		J 5S活動の実施		○		
水資源の削減		A 水もれ点検の実施	船越	○	水漏れ点検を定期的(週一)に行うようになった。	継続
廃棄物の削減		A コピー用紙の両面使用	植松	○	分別の強化を実施していく。成形不良品については、更なる細かく分別していくよう取り組んだ。	継続
		B 封筒などの再利用		○		
		C 成形不良品の削減		○		
リサイクルの推進		A 段ボールのリサイクル	植松	○	不良品を分別することで、リサイクルにまわす量が増加した。一部廃プラを有価で引き取ってもらったようになった。	継続 Bは削除
		B 通函の延命化の検討		○		
		C 廃プラスチックのリサイクル率向上		○		
化学物質		A 使用化学物質のSDS入手	船越	△	SDS保管を徹底していく。	継続
		B 購入量・使用量の把握		○		
		C 使用量削減の検討		○		
		D 購入・保管・使用・廃棄段階の適正管理方法の検討		△		
製品クレーム対策		A 目視検査方法の改善	船越	○	製品クレームの削減については、対策(全体集会での周知)を講じていく。	継続
		B 設備の可視化管理		○		
		C 金型点検票の作成検討		○		

<備考>

1 評価判定

○(良くてきた) △(まあまあできた) ×(できなかった) —(実施が見送られた)

IX 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況
当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年3月1日
評価者 植松

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守結果
義務	法令	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○
			第6条	特定施設の届出	射出成形機:18台、フライス盤:2台、旋盤1台	○
			第8条	特定施設の数等の変更の届出	変更無し	該当なし
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	騒音の測定(市及び自主検査)	○
			第6条	特定施設の届出	射出成形機:18台	○
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当なし
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
		廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
			第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○
			第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
			第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
			第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
			第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
			第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
			第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのD,E票の期間内返却	○
		消防法	第9条の4	少量危険物 及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	・市町村条例で定める ・指定可燃物:プラスチック類等2.5t保管	○
			第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	該当なし
			第13条	危険物の取扱作業に関して保安の監督	危険物取扱者の設置	該当なし
			第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	該当なし
		家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし
		省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が1, 500 L/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算地)の把握	該当なし
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	該当なし
	その他	明電舎グリーン調達基準		ローズ、リーチ適合材料の使用及び適合 製品の納入		○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○
			第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機(原動機の定格出力が3.7kw)	○
			第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし
			第79条	振動基準の遵守義務		○
			第80条	振動特定施設の届出	金属加工機械(液圧プレス)	○
			第82条	振動特定施設の変更等の届出		該当なし
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

2. 違反、訴訟等の有無
当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

X 代表者による全体の評価と見直し・指示

2023年度 of 取組について、経営の中で環境目標をどのように実体体制の中で実施していくかを考えてみた。環境経営の方針・目標については、CO2排出量及び電気使用量は生産量が増加したこともあり、目標未達成となった。しかしながら、昨年比では、環境負荷割合の9割強を占める電気使用量が削減されたため、省エネへの取組みに対しては一定の評価ができる。また廃棄物排出量については、目標に対して、大幅な目標達成となった。不達成となった項目については、原因究明の上、対策を図っていくよう社内において、見直し・指示を打ち出している。今後も継続的改善を推し進めながら、社内全体で環境活動に取り組んでいきたい。

2024年3月1日

株式会社 啓電工業所

代表取締役社長 成田 勇

環境上の緊急対策

〈緊急時対策〉

作成日:2024年3月1日
作成者:植松

想定される環境に於ける緊急事態について、環境への影響を最小限に食い止めること・内外への連絡を円滑に行うこと・可能な範囲で事前に想定、準備すること。また、定期的にその訓練を行う。更に、緊急事態の発生や、訓練の後、対応の評価と改善策を行う。

想定のパターン	想定される緊急事態	原因	対応策
パターン1	大地震発生による避難訓練	南海トラフ地震	避難通路の確認 重量物(材料)が崩れた時に備え、軽いものを上に置くようにする。 一次避難場所は駐車場
パターン2	金型落下による事故	金型の積み方	金型引取り 金型配置の整備
パターン3	工場内における火災	材料からの発火 電気設備の漏電による発火	材料の置き場の整理 産廃の早めの処理 消火器の設置位置確認 避難口の確認及び誘導並びに外への避難

訓練記録

訓練日	想定される緊急時の状況	原因	対処・訓練等
2024年7月18日	大地震発生による避難訓練	南海トラフ地震	避難口の確認及び誘導並びに外への避難
参加者		全社員	
※評価と改善策			
従業員の避難口への誘導及び点呼等、問題なくできた。			

訓練日	想定される緊急時の状況	原因	対処・訓練等
参加者		全社員	

環境コミュニケーション受付表

作成・管理担当: 植松

NO.	情報入手日	情報種類	通報者	通報方法	住所	内容	回答の 必要性	対応内容
					連絡先			
1	／	対策・苦情		電話・メール			必要・不要	
2	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
3	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
4	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
5	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
6	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
7	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	
8	／	対策・苦情		電話・メール ()			必要・不要	

運用期間中の環境に関するクレームなし